

平成28年監督指導白書

名古屋北労働基準監督署

当署が平成28年中に管内事業場に対しても行つた監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、この結果を参考にされ、適正な労務管理、安全衛生管理等を行つていただきますようお願いします。

【監督実施状況】

(表参照)

平成28年も過重労働対策と化学物質対策を重点

に、865件の事業場に対し、臨検監督（労働基準監督官が予告なく事業場を訪れ、労働条件と全衛生の調査を行うこと）等を実施いたしました。

● 高い違反率

71・9%の事業場で労働基準法や労働安全衛生法の違反が認められました。この比率を違反率といいますが、愛知労働局全体の平成28年の違反率は66・6%です。それをお上回っています。違反率が平均を上回つ

ている業種は、接客娯楽業90・5%、製造業及び保健衛生業79・1%、運輸交通業77・9%となっています。保健衛生業は、ほとんどが社会福祉事業です。

● 労働条件等に関する違反

違反件数の最も多いのが労働時間277件（32・0%）で、次いで割増賃金177件（20・5%）です。労働時間については36協定限度時間超えや特別延長する場合の未手続、割増賃金については一部手当未算入など計算方法の不備や賃金不払残業等の違反が認められました。

害防止及び長時間労働対策は労働行政の最重点課題の一つであり、今後も同対策の強化を図り推進していきます。

● 安全衛生に関する違反について

安全衛生に関する違反については健康診断235件（27・2%）が最も多く、4社に1社の割合で一定期間における各種健康診断が実施されていませんでした。健康診断は、会社の費用で1年以内ごとに1回（特殊健診は6か月に1回）、定期的に実施してください。また、その結果を把握し、医師等からの意見聴取を行い、要精密検査の者に対しては2次健康診断を

● 1割以上の割合で安全管理体制が未整備

常時50人以上の労働者を使用する事業場に対する監督を実施したものの中、衛生管理者の選任義務が果たされていない事業場は81件（32・0%）、安全衛生委員会等に関する法違反が認められた事業場は36件（14・2%）でした。

なお、表には記載されていませんが、常時10人以上50人未満の労働者を使用している事業場に義務付けられている安全衛生推進者等を選任していない事業場は59件（15・9%）でした。社長1人では従業員の健康管理を適正に行うこ

勵奨するなど、従業員の健康管理責任を十分に果たしてください。

また、製造業における作業環境測定の未実施が適切な環境管理がなされていない事業場が認められました。

● 製造業の約2割の事業場で安全基準違反

安全基準違反とは、機械への挟まれ巻き込まれによる労働災害を防止するための安全カバーや全装置が設置されていない、フォークリフト等荷役運搬機械との接触災害を防止するために作業計画を作成していない、2m以上高さの作業床や通路の端からの墜落災害を防止するための手すり等を設置していない、天井クレーンのフックの外れ止め防止装置を補修していないといったものです。

(表)平成28年 監督実施状況及び措置状況

名古屋北労働基準監督署(件)

	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比率%	使用停止等処分事業場数	違反状況															じん肺法					
					労働基準法								労働安全衛生法												
					労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳	賃金不払	最賃効力	安全管理者	安全衛生委員会	作業主任者	安全基準	衛生基準	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健診				
製造業	326	258	79.1	15	32	113	2	77	20	19	36	14	6	39	58	16	63	88	0	56	13	9	64	104	7
建設業	97	62	63.9	5	3	13	1	6	0	2	7	0	0	2	4	0	19	2	12	1	2	1	0	10	0
運輸交通業	68	53	77.9	0	3	38	3	9	7	7	1	3	4	9	0	4	3	1	0	3	0	0	0	16	0
工業的業種	500	376	75.2	20	38	166	6	92	27	28	44	17	10	50	62	20	85	91	12	60	15	10	64	131	7
商業	77	54	70.1	0	9	16	0	21	8	14	7	2	0	8	1	4	6	1	0	2	0	0	1	29	0
保健衛生業	43	34	79.1	0	2	11	2	14	5	8	1	0	0	4	0	2	0	1	0	0	0	0	0	20	0
接客娯楽業	21	19	90.5	0	6	9	1	12	1	6	2	2	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9	0
その他の事業	145	86	59.3	1	7	46	2	20	6	5	7	1	0	9	2	7	2	4	0	1	0	0	5	31	0
非工業的業種	365	246	67.4	1	36	111	5	85	28	44	24	6	0	31	3	16	9	6	0	3	0	1	7	104	0
合計	865	622	71.9	21	74	277	11	177	55	72	68	23	10	81	65	36	94	97	12	63	15	11	71	235	7

※①複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。②業種は主要なもののみを掲載しています。

の特別有機溶剤（特定化物質）を用いて塗装や洗浄などの作業を行う場合、発生する有害な蒸気を屋外に排出する局所排気装置を設置していない、防毒マスクを使用していないといつたものです。化学物質は口や目、皮膚などを通して体内に取り込まれます。めまい、嘔吐、意識混濁などの急性中毒や、肝障害、腎障害などの慢性中毒症状をもたらすだけでなく、発がん性が認められている物質も多く存在します。法定で定められた衛生基準を遵守し、これらの職業性疾病から従業員を守つてください。

【申告処理状況】

申告とは、労働者が「賃金が払われない」「解雇予告手当が払われない」「年休申請が拒否された」「健康診断が実施されない」などの労働関係法違反について、労働基準監督署に個別救済を求めることです。これ

らの申告を受けて、労働基準監督官は事業場に対する調査を行い、違反が認められた場合は違反の是正勧告を行います。平成28年の申告処理件数は388件で、前年よりも15%減少しました。申告内容は定期賃金不払い、賃金不払い、残業、最低賃金違反、不当な減給、低賃金不払い、深夜割増賃金不払い、解雇予告手当の不払い、退職金不払い、深夜割増賃金不払い、解雇予告手当の不払いなど、ほとんどが金銭に関わるものでした。また、割増賃金に関する法定ルールに無知なために、元労働者等からの申告により数百万、数千万の追加支給を余儀なくされた会社もあります。いま一度自社の賃金制度を見直し、法定ルールに従つた割増賃金が適正に支払われているか再確認をお願いいたします。

●トラブルの未然防止に万全を期してください
これらの労使のトラブル

ルを未然に防止するためには、就業規則を作成して従業員に事前に説明・周知を図つたり、労働契約締結の際に労働条件通知書を渡して労働契約内容を明らかにしておくことが不可欠です。

また、割増賃金に関して、その法定ルールに無知なために、元労働者等からの申告により数百万、数千万の追加支給を余儀なくされた会社もあります。いま一度自社の賃金制度を見直し、法定ルールに従つた割増賃金が適正に支払われているか再確認をお願いいたします。

名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

監督係(方面)

安全衛生係
(安全衛生課)
(052) 961-8653

労災保険係
(労災課)
(052) 961-8654

（052）961-8655

